

*** おくやみコーナー ***

月 日（お客様番号： ）

記入される前にお読みください。

※ 代筆者がすべてを記入のうえ、原本を提出してください。

※ 下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので、日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

※ 手続きが1日で終わらない場合は、再度委任状をいただくこととなりますので、ご了承ください。

死亡に関する手続き用

委任状（代筆用）

（宛先）今治市長

年 月 日作成

委任者（頼む方）が署名困難な場合は代筆できます。（①代筆者と代理人は別の方にしてください。②代筆された方は、住所、氏名、連絡先電話番号、代筆理由を記入してください。

代筆者住所

代筆者氏名

代筆者連絡先電話番号

代筆理由

委任者（頼む方）

死亡者との続柄（配偶者・子・父母・孫・祖父母・

喪主・世帯主・その他相続人_____）

住所 都道 市 町
府県 郡 区 村

氏名

生年月日： 大正・昭和・平成 年 月 日

連絡先電話番号

（注意）手続きによっては、委任者の優先順位が決まっている場合もありますので、必ず担当課にお問い合わせください。

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人（頼まれて窓口に来る方） **代筆者以外の方**

住所 都道 市 町
府県 郡 区 村

氏名

生年月日： 大正・昭和・平成 年 月 日

委任事項（委任する事項に☑を付してください）

- _____ の死亡に伴う年金手続
未支給年金・死亡一時金・寡婦年金・遺族年金の請求及びこれらの請求に必要な書類【戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)、所得証明書】の交付申請及び受領に関する権限
- _____ の死亡に伴う相続手続きに必要な戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
- 市税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限
- 相続登記用：固定資産記載事項証明書 _____ 年度分
(土地：全部・一部) (家屋：全部・一部) _____ 各 _____ 通
申請の際に、お亡くなりになられた方の死亡日が記載されている戸籍の謄(抄)本及びお亡くなりになられた方と委任者の関係がわかる戸籍の謄(抄)本が必要です。
- 国民健康保険申請及び受領に関する権限
- 後期高齢者医療の還付金・償還金の受領に関する権限
- 介護保険給付費(高額介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費)
- 特別障害者手当に関する手続き
- 障害児福祉手当に関する手続き
- 福祉手当に関する手続き
- 飼い犬・所有者変更手続き

(注) 相続登記では、登記申請日時点での最新年度の評価額課税額証明書が必要です。
評価額課税額証明書は、毎年4月1日に最新年度が替わります。

職員使用欄

< 本人確認 >

- ① 運転免許証、旅券（パスポート）、
運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）
個人番号カード
住民基本台帳カード（顔写真あり）
身体障害者手帳等（顔写真あり。ただし、顔写真に
割印等があるものに限る。）
在留カード、特別永住者証明書
健康保険証
年金手帳
その他
()

- ② 身体障害者手帳等（顔写真に割印等がないもの）
健康保険証
年金手帳
その他
()

< 続柄確認 >

世帯画面
戸籍
火葬許可証
その他
()

受付

確認者